

5月8日に開館ひろう



月に完成した現在の大ホールには二階から渡り廊下で接続されております。

内部のおもな施設としては、一階に本館ホール、二階に事務室、展示室、食堂、貸衣裳室、三階に舞台と座席三百五十席を持つ会館本館。

写真は二級国道正面に建つ市民

設株式会社がそれぞれ担当して工事の完成をみたのであります。

建物の構造は鉄筋コンクリート造り、地上六階塔屋、階、一部地下一階で延面積五千三百四十四・七一平方メートル、三千七十七

演劇をはじめ各種演芸会、大会、結婚式、展示会、会議等あらゆる面で市民生活の殿堂として完備された総合施設としての市民会館が誕生したわけであります。このよ

専務員大谷新一（緑田道一の工面）と事務員大谷新一（緑田道一の工面）
建つビルディングとして小田原の象徴となるように外装には格別な考慮が払われております。また建築主体工事を株式会社熊合組が、冷暖房衛生設備工事を菱和調温工業株式会社が、電気工事を日本電

小田原青色申告会、小田原法人会等の事務所が併設されることになつております。

このほか各階の昇降にはエレベーターが設置されており、大ホールと本館を合わせてここに音楽や

厚年年金積立金還元融資による一億三千万円の起債許可を得て、昭和三十八年度から三十九年継続事業として総工費二億七千万円で完成したものであります。工事は昨年三月に着工し、設計を東建築設計所、監理を日本建設の三井物産が担当し、式場、写真室、着付室三、控室三配膳室一、五階に和室の会議室二、洋室の会議室三、配膳室二がそれぞれ設けられますが、六階は商工会議所が使用し、これに神奈川信用保証協会小田原支部、小田原市役所、日本郵政省小田原支局、日本銀行小田原支店、小田原市立病院、小田原市消防本部、小田原市警署、小田原市立図書館、小田原市立市民会館、小田原市立体育館、小田原市立音楽堂、小田原市立児童館、小田原市立老人福祉センター、小田原市立障害者福祉センター、小田原市立障害児福祉センター、小田原市立障害者職業訓練センター、小田原市立障害者生活支援センター、小田原市立障害者就業・生活支援センター、小田原市立障害者相談センター、小田原市立障害者情報センター、小田原市立障害者学習センター、小田原市立障害者スポーツセンター、小田原市立障害者文化センター、小田原市立障害者芸術・文化センター、小田原市立障害者国際交流センター、小田原市立障害者海外研修センター、小田原市立障害者海外協力センター、小田原市立障害者海外ボランティアセンター、小田原市立障害者海外派遣センター、小田原市立障害者海外受け入れセンター、小田原市立障害者海外連携センター、小田原市立障害者海外ネットワークセンター、小田原市立障害者海外情報センター、小田原市立障害者海外調査センター、小田原市立障害者海外評価センター、小田原市立障害者海外認証センター、小田原市立障害者海外登録センター、小田原市立障害者海外承認センター、小田原市立障害者海外認可センター、小田原市立障害者海外許可センター、小田原市立障害者海外准許センター、小田原市立障害者海外特許センター、小田原市立障害者海外著作権センター、小田原市立障害者海外商標権センター、小田原市立障害者海外意匠権センター、小田原市立障害者海外専売権センター、小田原市立障害者海外優先権センター、小田原市立障害者海外先発権センター、小田原市立障害者海外最先端技術センター、小田原市立障害者海外先端技術センター、小田原市立障害者海外次世代技術センター、小田原市立障害者海外未来技術センター、小田原市立障害者海外創発技術センター、小田原市立障害者海外イノベーションセンター、小田原市立障害者海外起業家センター、小田原市立障害者海外ベンチャーセンター、小田原市立障害者海外スタートアップセンター、小田原市立障害者海外社会企業センター、小田原市立障害者海外社会起業家センター、小田原市立障害者海外社会起業家育成センター、小田原市立障害者海外社会起業家支援センター、小田原市立障害者海外社会起業家加速センター、小田原市立障害者海外社会起業家投資センター、小田原市立障害者海外社会起業家孵化センター、小田原市立障害者海外社会起業家インキュベーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業家アクセラレーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業家コホートセンター、小田原市立障害者海外社会起業家コミュニティセンター、小田原市立障害者海外社会起業家エコシステムセンター、小田原市立障害者海外社会起業家プラットフォームセンター、小田原市立障害者海外社会起業家ネットワークセンター、小田原市立障害者海外社会起業家リソースセンター、小田原市立障害者海外社会起業家サポートセンター、小田原市立障害者海外社会起業家アドバイザーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家メンターセンター、小田原市立障害者海外社会起業家コネクターセンター、小田原市立障害者海外社会起業家ファシリテーターセンター、小田原市立障害者海外社会起業家コーディネーターセンター、小田原市立障害者海外社会起業家マネージャーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家ディレクターセンター、小田原市立障害者海外社会起業家パートナーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家スポンサーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家サポーターセンター、小田原市立障害者海外社会起業家ファンダーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家ドナーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家バックラーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家アンバサダーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家チェンジャーセンター、小田原市立障害者海外社会起業家エンジェルセンター、小田原市立障害者海外社会起業家バイキューブセンター、小田原市立障害者海外社会起業家ミケランジェロセンター、小田原市立障害者海外社会起業家マダモアゼルセンター、小田原市立障害者海外社会起業カピタリストセンター、小田原市立障害者海外社会起業カウチエンジェルセンター、小田原市立障害者海外社会起業カニケーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業カノベーターセンター、小田原市立障害者海外社会起業カリエーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業カレッジセンター、小田原市立障害者海外社会起業カレントセンター、小田原市立障害者海外社会起業カレンデュムセンター、小田原市立障害者海外社会起業カセンドロームセンター、小田原市立障害者海外社会起業カシナードセンター、小田原市立障害者海外社会起業カステルセンター、小田原市立障害者海外社会起業カトリックセンター、小田原市立障害者海外社会起業カトルセンター、小田原市立障害者海外社会起業カヴァリエールセンター、小田原市立障害者海外社会起業カマンシュエールセンター、小田原市立障害者海外社会起業カメソニウムセンター、小田原市立障害者海外社会起業カモンセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムニティセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムフラットセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムパニオンセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムペイトメントセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムプレックスセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムプリズムセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムクチュールセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムクリエーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムクリエイティブセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムクラフトセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムデザインセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムデベロップメントセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエンジニアリングセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエンタテインメントセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエンvironmentセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエデュケーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエクスペリエンスセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブトレーニングセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブコーチングセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブコンサルティングセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブアドバイザリーセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブリサーチセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブストラテジーセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブオペレーションセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブマーケティングセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブセールスセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブカスタマーサービスセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ人事センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ財務センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ法律センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ医療センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ教育センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ文化センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスポーツセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ娯楽センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ旅行センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ交通センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ通信センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブエネルギーセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ環境センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ気象センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ防災センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブセキュリティセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブリスク管理センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブコンプライアンスセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブガバナンスセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブリーダーシップセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブチームビルディングセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブプロジェクトマネジメントセンター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ品質管理センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ生産性向上センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ効率化センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブコスト削減センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ収益向上センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ成長戦略センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ市場開拓センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ新規顧客獲得センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ既存顧客維持センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブブランド構築センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ競争優位性確立センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ持続可能性確保センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ社会的責任履行センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ環境負荷低減センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ資源循環促進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ人材育成センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ知識創造センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブイノベーション推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブデジタル変革推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブAI活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブIoT活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブクラウド活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブビッグデータ活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブブロックチェーン活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブロボティクス活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブAR活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブVR活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブMR活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ拡張現実活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ仮想現実活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブ混合現実活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブメタバース活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブデジタルツイン活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートシティ活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートファクトリー活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートホーム活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートモビリティ活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートグリッド活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートエネルギー活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート農業活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート製造活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート物流活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート流通活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートサービス活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートヘルス活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートライフ活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートワーク活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートエンタテインメント活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートレジャー活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート観光活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート不動産活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート金融活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート保険活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート投資活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート資産活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート相続活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート遺言活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート遺産活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート慈善活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート寄付活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマートボランティア活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート市民活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート住民活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート消費者活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート生産者活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート労働者活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート経営者活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート政治家活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼクティブスマート公務員活用推進センター、小田原市立障害者海外社会起業カムエグゼク

市ではかねてから市民会館の増築工事をすすめる五月八日にその完成式を行ない、十日からいよ始する運びとなりました。

この増築工事は既存の大ホール一つ小ホール、小ホールロビー、会と同じように、厚生省から特別に議室一、配膳室一、四階に結婚

結婚式場、会議

結婚式場、会議室など完備

10日から全面的に業務を開始

市ではかねてから市民会館の増築工事をすすめておりましたが、きたる五月八日にその完成式を行ない、十日からいよいよ全面的に業務を開始する運びとなりました。

できるように表階段を特設した
 と、また、主催者は国道に面した
 回廊にPR用の広告を表示できる
 ように配慮されております。展示
 用の組立式パネルはたて、よここ
 ずれの規格でも使用できるように
 ふうなされております。

ことになっております
 結婚式場については、着付室、
 控室、写真室、ひろう宴会場をそ
 れぞれ完備して、新郎、新婦が平
 服で来館され、式後は会館から直
 ちに旅行にたたるような利用状
 態を想定しております。挙式の方

會議室は二十人から三百五十人に至るそれぞれの規模に向くように和室を含めて七室用意されております。特に食事室をともなう會議のために各室には配膳室が隣接しており、特設リフトによつて一階

法については新しきの中に、日本古来の良さを取り入れた司會方式のものも考えておりますが、神式でも挙式できるように設備されておりますので、大いにご利用いた

なきたいと考えております。

石橋など四農協が合併

片浦農業協同組合として新発足

昨年秋の東部十二農協の合併に引続いて進められていた片浦地区四農協の合併がこのほどきまり、新組合はいよいよ五月一日から片浦農業協同組合として発足することになりました。

発足の運びとなつたわけです。これと並行してみかん專業地帯である西部地域のうち、片浦地区五農協の間でも協議が進められた結果、さる二月十二日江之浦農協の総会を最後に各農協の合併が議

一人でありますが、みかんの販売事業では、県下第一の農協となります。

新組合はとりあえず本所を旧根府川農協内に置き、現在の四農協を支所として業務を開始しますが、

なお、片浦農協の発足に続いて早川地区五農協においても合併気運が高まり、現在関係者間で協議が進められております。

町を美
。行楽地をよこさ

どにゴミを捨てな
とり除きましょう
小田原市美化

併
として新発足

經濟担当部長	松本松一（米神
經濟担当）	古矢政治（根府川、
經濟担当）	中井一郎（石橋）
▽監事	中島芳太郎（石橋、代書
監事）	広石国義（米神）
矢子	
市郎（根府川）	朝倉一郎（江之

しく

運動実施本

時に開館可能となつたことに、会館運営の将来に極めて大きな夢をよくらせるようです。

さる三月二十五日からこれら新施設の使用受付を開始しており、すが、展示室、結婚式場等は早くも秋の使用申込みが殺到している。

示室 全日四千五百円 ▽結婚式
場 千円 ▽控室 一時間三百円
▽着付室 三百円 ▽写真室 一
一回二百円 ▽配膳室 和室付二
百円 洋室付二百円（ひろう宴
に使用の場合は倍額）



部

また、本館の完成によつて、市民会館としての使用内容はますます多様にわたると同時に、質的にも充実いたしました。特に全国的な大会議等に伴う分科会的会議が同

午前・午後六百元 夜間七百元
 ▽第五会議室 一時間につき 午前・午後四百円 夜間五百円 ▽
 第六会議室 一時間につき 午前・午後五百円 夜間二百円 ▽
 第七会議室 一時間につき 午前・午後二百五十円 夜間三百円 ▽



る「寿・竹田三番叟」が上演されることになっております。

千四百円午後一時午後五時三千
 午後六時午後十時四千 全
 日九千円 ▽第一会議室午前と
 午後一時間四百円 夜間五百円
 ▽第二・第三会議室一時間につき
 午前・午後二百五十円 夜間三
 百円 ▽第四会議室一時間につき

機構を持つており、三百五十人収容の客席は、展示会場としても転用できるようにしております。

五月八日の完成式後のこけら落としには、こゝであやつり人形によ

文化のあらゆる角度から幅広く利用されるものと思われれます。
なお、使用料金はつぎのとおりです。

▽大会議室：午前九時―正午二



みんなで町を美しく

- ◎ 観光シーズンです。行楽地をよごさないよう
気をつけましょう。
- ◎ 道路、海岸、川などにゴミを捨てないように
しましょう。
- ◎ 見苦しいハリ紙はとり除きましょう。

小田原市美化運動実施本部



だれにもわかる「ところ番地」に

街区方式で建物に番号

東海道線以南の旧市街地で

みなさんの住んでおられる町の境界は入り乱れており、また現在の番地は大変混乱しております。このように混乱した番地を住居の表示に用いていくと、日常生活のなかで非常に不便や障害がもたらされ、経済的な損失は大きなものがあります。

これら不便や障害をなくすために、住所の表示方法をだれにもわかりやすく合理的に改めようとして昭和三十七年五月に住居表示に関する法律が施行され、全国市町村で新しい住居表示の整備事業がはじまりました。

本市でも昨年五月以来この事業の準備を進めておりましたが、さる四月下旬までは整備実施予定区域の各自治会で、この住居表示の制度や趣旨、新しい住居番号のつけ方などについての説明会を終わってあります。

一方三月の定例市議会の審議を経て、住居の表示を整備する市街地の区域と、整備する方法を街区方式とすることが決められるなど、本市における整備事業は、明年四月一日を目ざして進められることになりました。

そこで地区の説明会に出席できなかった方も多数おられますので、このほど決定した実施区域、街区方式等について、再度この広報紙を通じて説明いたします。

実施区域

今回実施する区域は参考図二に示すとおり、国鉄東海道線から南側で早川の東側から山王川の西側の全地区と、緑、幸、十字、中島の大部分と町田、荻窪および山王原の一部区域の市街地です。

実施区域の面積は約二・二平方キロで、世帯数は約八千世帯、人口約三万五千人です。

②町名

町名は、実施後の混乱を最少限度にとめるために、原則として現在の町名を用いることになっておりますが、都合により新たに町名をつける場合は、歴史的由緒あるもの、なじみ深いもの、語調のよいもので、当用漢字を用いて、しかも全市を通じ類似の町名が生じないようにします。

街区方式

本市で採用する街区方式は、次のように実施区域内の道路、河川、鉄道等の施設で、町および街区の区画を合理的に整備し、町には町名を、街区には街区番号を、建物には住居番号をそれぞれつけて住居を表示する方法です。

①町割り

町の境界線を鉄道、河川、道路など恒久的なわかりやすいもので区画することです。

町の規模は六万六千平方メートルから十九万八千平方メートル(約一万六千坪)を予定しております。

③街区割り

町の区域をさらに道路(街路)河川、その他容易に変更されない施設などで、いくつかの小なブロックに区画します。

この面積は三千三百平方メートルから五千平方メートル(約一千二百五十坪)くらいで、家数にして千戸から三千戸くらいを予定しております。(参考図二の左図参照)

④街区番号

街区に番号をつけますが、町名に二丁目、二丁目をつける起点と同一国鉄小田原駅に近い街区から一、二、三と順次二連番号をつけて、その呼び方は、一番、一番三番と並びます。

⑤住居番号

街区の周囲の境界線に沿って、国鉄小田原駅に近いことから、右回りに十の倍数に順次区切り、このように一、二、三と二連番号をつけます。この番号が住居番号の二の位になります。住居番号の三の位は、その街区のなかにある建物の出入口、または道路があらわに示されている基礎番号に面しているところの基礎番号をもつて、その建物の住居番号とします。ただし出入口が二万平方メートル以上ある場合は、おまな出入口一カ所を選定して、その出入口が面している基礎番号をもつて住居番号とします。(参考図二の右図を参照)

四月から保育料を改定

保育単価の引き上げにより

市ではことしの四月から保育料徴収規則の一部を改正し、保育所措置児童の保護者負担額(保育料)の引上げを行ないました。

ご承知のように保育所は、母親が働いているため、あるいは病弱などの理由で子供さんのめんどうをみるため、昭和三十九年度市営住宅入居者の抽せん会が、さる四月十七日午前十時から市体育館で行なわれ五十八世帯の入居が完了しました。

市営住宅入居者きまる

久野坂下など3団地に58世帯

三十九年度に建てられた市営住宅は、久野坂下団地二十四戸、浅原(曾比)団地二十四戸、仲沢(府川)団地十二戸、計六十戸ですが、このうち不良住宅解消計画による特定入居者分二戸を除き五十八戸について、四月六日から八日までの三日間、一般公募が行なわれました。

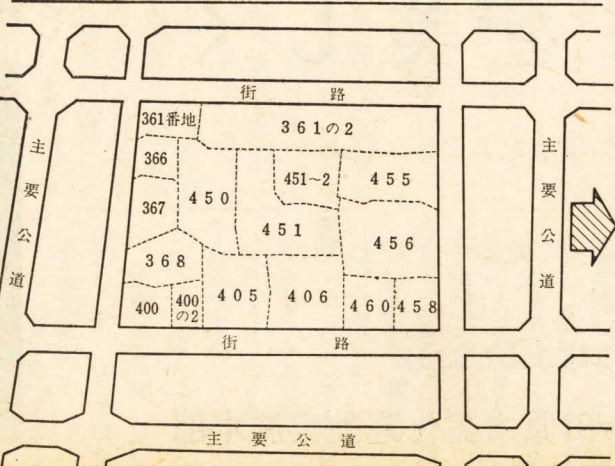
これに対し入居申込者は、公募戸数の八・二倍に当たる四百七十八世帯に達しました。

なお、入居決定者の引越しは近く行なわれる予定です。(写真は完成した曾比の市営住宅)

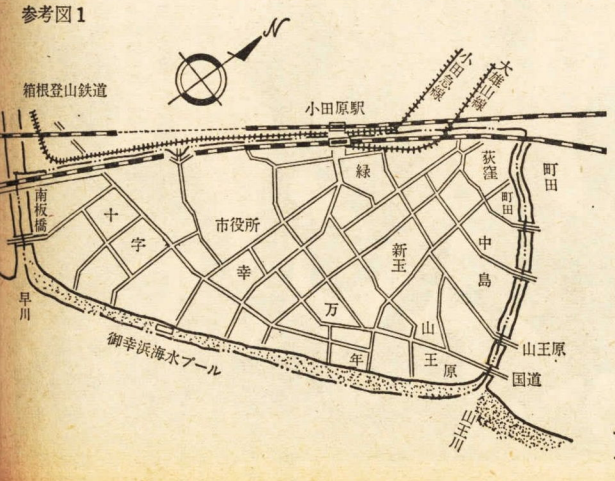
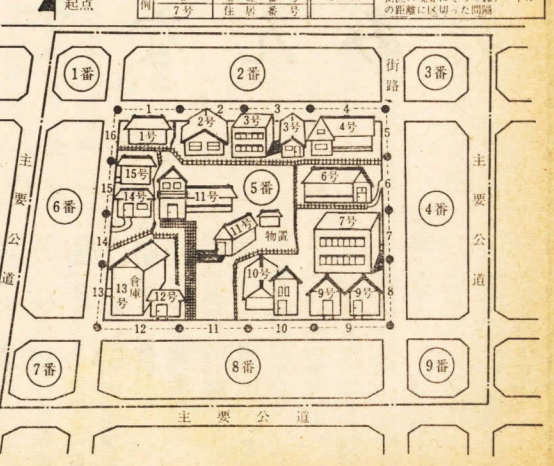
昭和40年4月分以降の保育単価表(単位円)

保育所名	設置主体	定員	所置区分	39.4.以降の単価	39.9.以降の単価	40.4.以降の単価
下曾上豊江早桜小坂	市	90	未	1,870	1,980	2,180
曾府	市	60	未	2,100	2,230	2,450
府中	市	60	未	2,100	2,230	2,450
府中	市	68	未	1,870	1,980	2,180
府中	市	70	未	2,100	2,230	2,450
府中	市	51	未	2,100	2,230	2,450
府中	市	84	未	2,110	2,240	2,480
府中	市	60	未	2,100	2,230	2,450
府中	市	255	未	1,760	1,860	2,070
府中	市	120	未	1,940	2,050	2,270
府中	市	60	未	2,460	2,630	2,890
府中	市	55	未	2,460	2,630	2,890
府中	市	120	未	1,940	2,050	2,270
府中	市	84	未	2,110	2,240	2,480
府中	市	85	未	2,110	2,240	2,480
府中	市	65	未	2,110	2,240	2,480
府中	市	60	未	2,460	2,630	2,890
府中	市	60	未	2,460	2,630	2,890
府中	市	66	未	2,110	2,240	2,480
府中	市	180	未	1,830	1,940	2,070
府中	市	176	未	1,760	1,860	2,070
府中	市	220	未	1,640	1,720	1,910
府中	市	50	未	2,460	2,630	2,890
3歳未満児加算額				—	—	3,140
2歳児加算額				2,260	2,410	—
2歳未満児加算額				2,550	2,740	—

参考図2 現況の番地図



参考図3 街区方式による参考図



青少年相談

青少年問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

平日 午前8時30分～午後5時
土曜日 午前8時30分～正午
日曜日、祝日は休みです。

市立青少年補導所
電話221136番21111番～内線

市役所の機構改革で

用くださう。

◇6月1日十字、板橋、南板橋
風祭、入生田、早川

さらに二年

新・増築住宅登録税の軽減期間

このため五月一日から市役所本庁内各課課の配置や窓口番号が別掲のとおり変わりますのでお知らせいたします。

市水道部では、この週間行事として次により水道の相談、給水装置の検査及び修繕等の巡回サービスを行ないますので、ぜひご利用されます。

第七回全国水道週間が六月一日から六月七日まで、全国一斉に実施されます。

かるため、個人がことしの三月三十一日までに床面積百六十五平方メートル（四九・九一坪）以下の家を新築し、自分の住宅に使用するときの所有権の保存登記を新築後一年以内にすれば家屋の評価額の千

◇2日幸、万年
 ◇3日新玉、中島、山王原、網一
 色
 ◇4日蓮正寺、中曽根、酒匂、中
 里、豐川
 ◇5日久野、荻窪、池上、寺町、
 井細田、多古、穴部
 ◇6日縁、谷津、今井、町田
 ◇7日鴨宮、下新田、小八幡、国
 府津

さる三月二十日の提出期限で（署）受付分六千二百四通、個人の方々は第一期一回）、八月行なわれた昭和四十年年度の市県で直接市役所に申告された分の一の第二期、十月の第三期、翌年民税の申告状況が、このほどま万三千百九十六通、計一万九千とまりました。四百通で、その申告率は八七・徴収は六月から翌年三月まで（
これによりますと、税務課か八%でありました。十九月）毎月納めとなりますので、納税についても同様のご協
ら申告を要する方々に郵送されこのような好成绩を取めるこで、力をお願いし
た申告書の数は、三税（所）は、八七・八%に達す
は、三税（所）は、八七・八%に達す
得税、個人事

八%に達す
市県民税の申告状況

ます。
なお、まだ

税 共同發送分八千二百四十四とができましたことは、ひとえの申告をされていない方は、い
通、市県民税のみの發送分二万に市民のみなまのご理解のたろいろご事情があるかと思いま
三千八百二十九通、計二万二千まものであり、厚くお礼申し上げますが、至急市役所税務課市民税
七十二通です。
このうち申告されたものは三昭和四十年年度市県民税の普通徴収は、六月の第一期（均等割
税納税共同相談所（小田原税務
なお、くわしいことは横浜地方九番、又は市役所資産税課家屋ください。
法務局小田原支局（電話の三五七）係（電話の二二一番）へお尋ね

四月から使用料など徴収

漁港管理条例の施行により

昨年十二月の市議会定例会で議決された小田原、石橋、米神および江之浦各漁港の管理条例がさる四月一日から施行されました。この条例は、すでに一部使用が開始されている小田原漁港施設のうち、昭和三十八年度末までに完成した部分が県から本市に移譲されるのを機会に同港のほか、片浦地区の漁港を含めてその管理に必要な事項を規定するため制定されたもので、同条例の施行により今後これら漁港を利用する場合は、別掲の基準により使用料、占用料等が徴収されます。詳細については、市役所農林水産課の水産係にお問い合わせください。

なお、小田原漁港の昭和三十八年度末までに完成した部分は、さる三月二十五日に県から本市へ移譲されました。

漁具倉庫使用料 一平方メートル一月につき一二〇円 上家施設使用料 一平方メートル一月につき一五円	② 占用料
區 分 漁港施設用地 一平方メートル一月につき五円 道路（臨港道路） 道路占用の規定を準用して算出した額による	料 金
（備考） この表の一日、一トン、一平方メートル、一月各未滿の端数は、それぞれ一日、一トン、一平方メートル、一月として計算する。	

貸付利息を引下げ

中小企業の小口融資

市が市内小企業者の育成振興を図るため実施しております中小企業小口融資貸付制度についてはすでにご存知のとおりですが、市ではこのたび預託金融機関と協議の上、同貸付利息をこしの四月

融資額は、一人一口とし、五十万円以内です。

③連帯保証人
連帯保証人は、市内に二年以上居住し、市税を完納し、かつ

設備近代化資金を融資
県内の中小企業者に

神奈川県ではただ今中小企業設備近代化資金を次により貸付けておりますので、この資金の融資を希望される方は市役所商工課を通じてお申し込みください。

①貸付対象者＝
県内におもな工場、事業所

信用保証料補助要綱の一部を改正

④申込書の受付期間Ⅱ第一次Ⅳ
月一日から五月三十一日まで
第二次Ⅳ六月一日から六月三十
日までとなつております。
⑤その他Ⅱ申込書は市役所商工課
を経由し、県金融課に提出して

くだされい。
なお、申請書類は商工課関係
に用意してありますので、詳細
は同係にお問い合せくだされい。

資金、小規模企業資金、中小企
業事業資金等々を利用しての保証
料や保証協会に払ひ込んだ場合

信用保証料補助要 綱の一部を改正

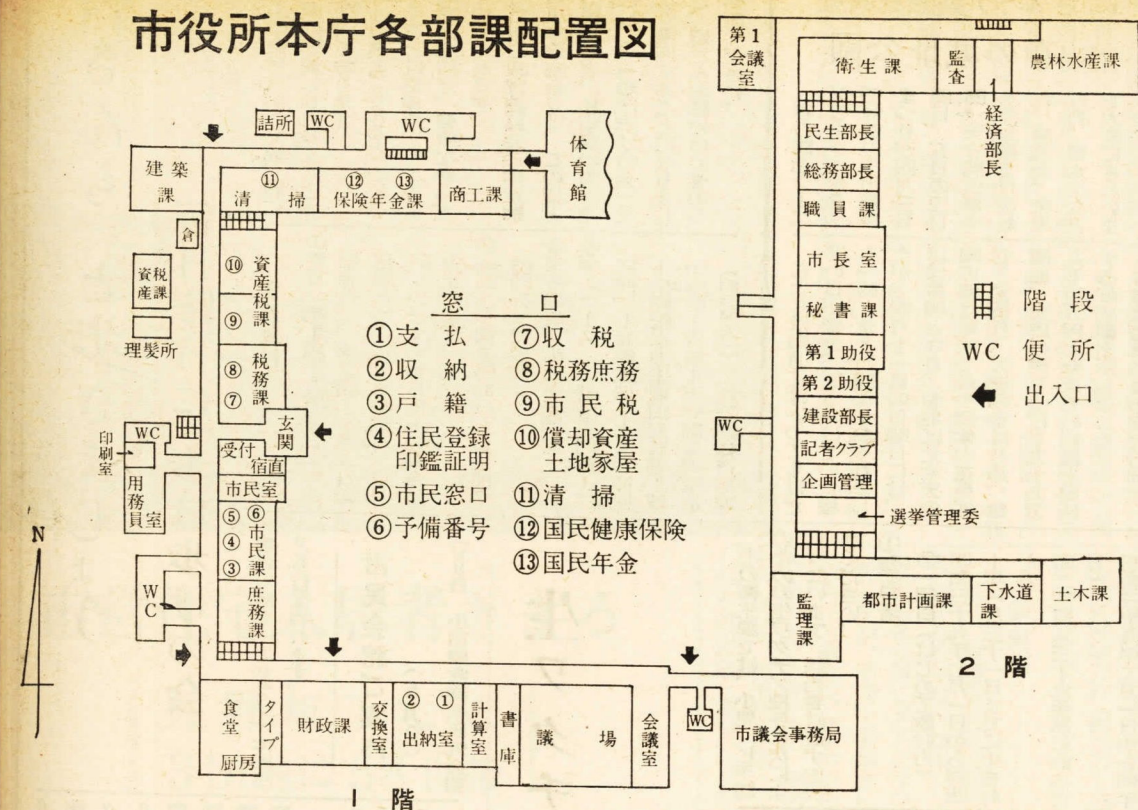
市が市内中小企業の経営合理化
とその振興をはかるための一助と
して実施しております中小企業言

国民年金に必ず

加入しましょう

国民年金に加入しなければならない方は、満二十歳以上五十四歳（明治四十四年四月一日生まれ）までの方です。（ただし厚生年金など他の公的年金に加入している方は除かれます。）加入の手続や国民年金のことでわからないことがありましたら、市役所保険年金課又はよりの支所でお尋ねください。まだ加入されていない方は必ず加入しましょう。

市役所本庁各部課配置図



②融資額

皆さんもっと歩きましよう

毎日曜日に「歩け歩けの会」

私たちは機械文明の発達 特に交通機関の発達により歩くことが少なくなつております。人間は足から衰えるといひます。歩くことは簡単で、しかもからだの老化を防ぎ、健康なからだをつくらせます。

そこで市の教育委員会と体育指導委員連絡協議会では、このほど一般市民特に老、壮年層の方々を対象として、「歩け歩けの会」を次により実施することになりましたので、皆さんお誘い合わせのうえに参加ください。

実施要領

①期日 第一回5月3日(憲法記念日) 第二回5月9日(日曜日) 以下毎日曜日、毎月行なひます。当日雨天の場合は中止します。

②時間 午前6時30分から午前7時30分までの間

③集合場所 市役所正門前

④歩くコース 市役所正門前→二宮神社→競輪場横→大久保神社→小峰配水池→城山庭球場→城山中前→青橋→天守閣広場解散(約三キロ) この間体育指導委員の指導を受ける

にぎわう 春の城址公園

春の観光シーズンのトップをきつて恒例の小田原桜まつりが四月三日、四日、五日の三日間、天守閣広場や水の公園で行なわれ、演奏会、稚児行列、植木市などで大変ににぎわいました。(写真は桜まつりの稚児行列)



6 定期演奏会(午後6時30分開演) △10日 民音「ミニミニクラカデミー」(午後2時と午後6時30分開演) △11日・12日 第15回浅海増殖研究発表大会(午前9時開演・浅海増殖中央研究協議会) △13日 小田原市農業協同組合通年総会(午後1時開演)

△14日 メーデー後夜祭「劇団東京座・残された人々」(午後6時開演) △16日 泉直代・名ひる目会(午後1時開演) △18日 △19日 労音B例会「雪村いづみ」(午後6時15分開演)

△21日 労音A例会「ルシエンヌ・ルフェール」(午後6時15分開演) △23日 花柳流おさらび会(午前11時開演) △24日 労音特別例会「わらび座・日本・中国民族舞踊」(午後6時開演) △25日 労演「三期会・おふくろ」(午後6時開演) △26日・27日・28日・29日 小田原信用金庫預金者謝恩演奏会(午前10時30分・午後2時・午後6時開演) △30日 国鉄職員納税貯蓄組合総会(午前10時開演)

生ワクチンの投与

5月20日から市内11会場で実施

市の衛生課では、小児マヒ予防のための生ワクチン投与を次のように行なひます。該当者は必ずお受けください。

①該当者

②一回目(はじめて飲む方)

昭和三十九年七月一日から同四年一月三十一日まで生まれの方

③二回目(三十九年秋に飲んだ方)

昭和三十九年二月一日から同年六月三十日まで生まれた方

④その他

昭和三十八年十一月一日から同三十九年一月三十一日まで生まれた方で、今までに生ワクチンを一回飲んでいない方

⑤生ワクチンを飲んではいけな方

⑥熱のある方や下痢をしている方

⑦心臓や腎臓、その他内臓に異常のある方、又は糖尿病や脚気にかかっている方

⑧病後衰弱者、又は著しい栄養障害者

⑨アレルギー体質、又はけいれん性体質の方

⑩接種後二週間を経過していない方

⑪その他医師が予防接種を受けないう方がよいと認めた方

⑫注意

当日は母子手帳、上着を必ずご持参ください。生ワクチンの投与は二回受ければ完了です。

⑬料金

無料です。

⑭接種後

接種後は、はげしい運動、入浴などは控えてください。

⑮接種料金は、一回あたり五十円です。

⑯接種場所は、はげしい運動、入浴などは控えてください。

⑰接種料金は、一回あたり五十円です。

⑱接種場所は、はげしい運動、入浴などは控えてください。

⑲接種料金は、一回あたり五十円です。

⑳接種場所は、はげしい運動、入浴などは控えてください。

市営弓道場と排球場の利用ご案内

このほど城内野球場の東隣に市営弓道場が、また小峰の競輪選手宿舍西隣に市営排球場がそれぞれ完成し、さる四月一日から一般に公開されておりますので、ご利用ください。利用方法は次のとおりです。

使用時間

弓道場 四月〜十月 午前九時〜午後九時 十一月〜三月 午前九時〜午後八時

排球場 四月〜十月 午前九時〜午後六時 十一月〜三月 午前九時〜午後五時

使用許可

これらの施設を使用するときは市長の許可を受けなければなりません。次の場合は許可が認められません。

①公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき

②施設又は設備をこわしたり、なくしたりするおそれがあるとき

③その管理上支障があると認めるとき

申請の手続

①個人又は団体が共用する場合 備品 弓道場 若干の弓・矢

⑥日時と会場

次のとおりです。近の会場においでください。時間はいずれも各会場とも午後一時三十分から二時三十分までです。

投与日程

△五月二十日 富士小学校(富士、桜井地区) 下府中公民館(下府中地区) △五月二十一日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十二日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十三日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十四日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十五日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十六日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十七日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十八日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月二十九日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区) △五月三十日 下府中地区 下府中公民館(下府中地区)

混合の予防接種を実施

使用料

弓道場

◎専用 午前九時〜正午(三百円) 午後五時〜(五百円)

◎共用(無料)

排球場

◎専用 コート面 午前(四百円) 午後(五百円) 一日(二百円)

◎共用(無料)

暴力、緊急事件は 一一〇番へ

小田原警察署

成人学校の受講生を募集

申込受付 5月16・17日

午前10時〜午後7時 中央公民館

◆期間

昼の部 5月19日〜6月18日 毎週 水・金曜日の10日間 午後1時30分〜3時30分

夜の部 5月19日〜6月9日 毎週 月・水・金曜日の10日間 午後6時30分〜8時30分

◆会場

昼の部 中央公民館

夜の部 城内小学校

◆受講資格

市内に在住、在勤する満16歳以上のもの(ただし学生生徒を除く)

◆受講料 無料 ただし、講座により材料費、教材費の実費をいただきます。

◆講座科目 (カッコ内は定員)

昼の部

教養 豊かな生活設計(50)

趣味 茶道(30)

夜の部

教養 文学と演劇への誘い(50)

小田原の文化財(50)

職能 調理(50) ペン習字(50)

騰写技術(50)

趣味 書道(50) 手芸(50) 茶道(30)

◆その他 電話による申込みは受け付けません。詳細は市教委社会教育課へお問い合わせください。

電話 二二四三・二二四三・二二四三

主催 小田原市教育委員会



